

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部管理課 (06-6615-6678)
処分課（担当）名	建設局総務部管理課・道路部調整課・工営所
処分の名称	道路占用許可
概 要	道路法では、工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することは禁止されており、占用許可を受けたものに対してだけその禁止を解除しています。占用許可を受ける事のできるものは、道路法により限定され、それぞれ基準が定められており、道路管理者より許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	道路法第32条
審査基準	道路占用許可基準 (別添のとおり)
標準処理期間	1 ヲ月
経由日数	なし
提出先	建設局総務部管理課、道路部調整課又は工営所
提出時期	随時
提出方法	道路占用許可申請書、添付書類及び手数料を許可を受ける物件の窓口（物件、申請の種類により異なります。詳しくはホームページをご覧ください。）へ提出してください。
手数料	1,100円
相談窓口	建設局総務部管理課、道路部調整課又は工営所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000370606.html
備 考	

大阪市道路占用規則(昭和 60 年大阪市規則第 73 号。以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、道路の占用許可基準を次のとおり定める。

第 1 章 総則

(適用)

第 1 条 道路の占用の許可については、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)、道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号)及び規則に定めがあるもののほか、この基準の定めるところによる。

第 2 章 一般基準

(占用の場所)

第 2 条 占用物件の設置場所は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、占用物件の種類、道路の構造等により、これによりがたいと認められる場合はこの限りでない。

(1) 路面に接して地上に設置する場合、歩道と車道の区別のある道路においては歩道内の車道寄りとし、歩道と車道の区別のない道路においては路端寄りとすること。

(2) 路面に接しないで地上に設置する占用物件の最下部又は路面に接して地上に設置する占用物件の路面に接しない部分の最下部と路面との距離は 4.5 メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では、2.5 メートル以上とすることができる。

(3) 歩道と車道の区別のある道路の歩道上に占用物件を設置する場合は、2 メートル以上(自転車歩行者道の場合は 3 メートル以上)の余地が確保されていること。また車道から 0.25 メートル以上離れていること。

(4) 次に掲げる場所でないこと。

ア 交差点及びその側端から 5 メートル以内の部分

イ 道路のまがりかどから 5 メートル以内の部分

ウ 横断歩道及びその側端から前後それぞれ 5 メートル以内の部分

エ バス停留所の前後それぞれ 10 メートル以内の部分

オ 消火栓から 5 メートル以内の部分

カ 道路標識及び交通信号機から 5 メートル以内の部分

キ 橋、トンネル及び踏切の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

ク 道路の管理上又は道路交通上支障となる場所

(5) 地下に設置する場合、占用物件の頂部と路面との距離は 1.2 メートル以下としないこと。

(占用物件の構造)

第 3 条 占用物件の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 路上及び上空に設置する占用物件は、倒壊、落下、はく離等により道路の構造及び交通に支障を及ぼすことがないもので、都市の美観及び風致に調和したものであること。

(2) 地下に設置する占用物件は、自重、車両の荷重、土圧及び車両の通行による衝撃に対して安全な構造であること。

第3章 個別基準

(電柱等の占用)

第4条 電柱、電話柱等(電線、電話線等のこれに付随する施設を含む。)の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 同一路線に二以上の者が電柱、電話柱等を設置する場合は原則として共架柱を設置し、電線、電話線等を共架すること。
- (2) 設置場所は歩道と車道の区別のある道路で歩道幅員が2.5メートル以上のものにあつては歩道内の車道寄りとし、2.5メートル未満のものにあつては第2条第1号にかかわらず路端寄りとすること。ただし、道路の構造等によりこれによりがたいと認められる場合はこの限りでない。
- (3) 無電柱路線に指定された路線には設置しないこと。
- (4) 電柱、電話柱等に付随する電線、電話線と路面との距離は5メートル以上とすること。ただし既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.5メートル以上、歩道と車道の区別のある道路の歩道上においては2.5メートル以上とすることができる。

2 電柱に添加する看板の占用については次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 種類は、突出式と巻付式の2種類とし、電柱1本につきそれぞれ1個とすること。ただし、巻付式については1個を2面にすることができる。
- (2) 看板の路面からの高さは次のとおりとすること。

ア 突出式 歩道上は3.5メートル以上

車道上は4.5メートル以上

イ 巻付式 1.2メートル以上

- (3) 大きさは次のとおりとすること。

ア 突出式 縦1.2メートル以内

横0.45メートル以内

イ 巻付式 縦1.5メートル以内

- (4) 突出式電柱広告の突出方向及び取付位置については次のとおりとすること。

ア 突出方向は道路中央方向とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道内で、電柱が車道寄りに設置されている場合は路端方向とすること。

イ 電柱と広告との離隔距離は0.15メートル以内とすること。

(街路灯の占用)

第5条 街路灯の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 街路灯は、商店会、町会その他これらに準ずる団体がその区域内の地域振興又は防犯のために設置するものであること。
- (2) 設置場所は、歩道と車道の区別のある道路で、歩道幅員が2.5メートル以上のものにあつては、歩道内の車道寄りとし、2.5メートル未満のものにあつては、第2条第1号にかかわら

ず路端寄りとすること。ただし、道路の構造等によりこれによりがたいと認められる場合はこの限りでない。

(3) 灯柱は、金属製とし、直径又は一辺は 0.3 メートル以下とすること。

(4) 灯具及び補助灯の灯柱からの出幅は 1.6 メートル以下とすること。

(5) 路面から灯具等(灯柱より路面上に突出す構造物)の下端までの距離は 4.5 メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区分のある道路の歩道内では 2.5 メートル以上とすることができる。

(6) 補助灯の一辺の長さは 1 メートルを超えないものとする。

(7) 無電柱路線については、街路灯への配線は地下に埋設すること。ただし、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(8) 意匠及び色彩は、信号機及び道路標識に類似し又はこれらの効用を妨げるおそれがないこと。

(9) 街路灯(補助灯を含む。)には、バナーを除く広告物を掲出又は表示しないこと。ただし、占有者名を表示する場合はこの限りでない。

(10) 構造は強固なものとする。

2 街路灯へのバナーの占有については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 地方公共団体、商店会、町会その他これらに準ずる団体が地域振興又は防犯のために設置するものであること。

(2) 信号機及び道路標識の視認性を阻害する等、道路管理上、交通上支障となる場所でないこと。

(3) 路面からバナーの下端との距離は 4.5 メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道内では 2.5 メートル以上とすることができる。

(4) 出幅は 0.8 メートル以下とすること。また、バナー用取付具等の出幅については必要最低限とすること。

(架空線の占有)

第 6 条 架空線(電柱、電話柱等に付随する電線等を除く。)の占有については次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 架空線と路面との距離については、第 4 条第 4 号の規定を準用する。

(2) 原則として街路樹、街路灯、標識、その他これらに類する施設に架設しないこと。

(3) 道路を横断して架設する場合は、原則として道路の方向に対して直角に横断すること。

(4) 原則として幹線道路を横断しないこと。

(5) 原則として架空線を架設するための柱は設けないこと。

(公衆電話所の占有)

第 7 条 公衆電話所の占有については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 道路広場、駅前広場等の直接に交通の支障にならないと認められる道路の部分に設置すること。

(2) 歩道と車道の区別のある道路で歩道幅員が 2.5 メートル以上のものにあつては歩道内の車道寄りに設置すること。ただし、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(郵便差出箱の占有)

第 8 条 郵便差出箱の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 歩道と車道の区別のない道路にあっては設置しないこと。ただし、やむを得ないと認められる場合は路端寄りに設置すること。

(2) 設置場所は、歩道と車道の区別のある道路で、歩道幅員が 2.5 メートル以上のものにあつては歩道内の車道寄りとし、2.5 メートル未満のものにあつては、第 2 条第 1 号にかかわらず路端寄りとすること。ただし、道路の構造等によりこれによりがたいと認められる場合はこの限りでない。

(変圧塔等の占用)

第 9 条 変圧塔、送電塔その他これらに類するものの占用については、分離帯、のり敷その他直接に交通の支障にならないと認められる道路の部分に設置すること。

(派出所等の占用)

第 10 条 公衆便所、警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 53 条の規定により設けられる派出所の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 道路広場、駅前広場等の直接に交通の支障にならないと認められる道路の部分に設置すること。

(2) 公衆便所は原則として地方公共団体が設置するものであること。

(公衆用ごみ容器等の占用)

第 11 条 公衆用ごみ容器、公衆用すいがら入れの占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 地方公共団体又はこれに準ずる団体で十分な維持管理ができると認められるものが設置するものであること。

(2) ごみ容器の長径又は直径は 0.7 メートル以下、路面から頂部までの距離は 1 メートル以下とすること。

(3) すいがら入れの長径又は直径は 0.4 メートル以下、路面から頂部までの距離は 1 メートル以下とすること。

(4) 容器等の材質は不燃性で堅ろうなものとすること。

(5) 意匠及び色彩は都市の美観を考慮したものとする。

(6) 容器等には広告物を掲出又は表示しないこと。ただし、占用者名の表示はこの限りでない。

(フラワーポット等の占用)

第 12 条 フラワーポット等の占用については次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 原則として地方公共団体が設置するものであること。

(2) 容器は幅 1.0 メートル以下、長さ 3.0 メートル以下、路面から頂部までの距離を 0.6 メートル以下とすること。

(3) 容器は堅ろうなものであること。

(4) 容器の意匠及び色彩は都市の美観を考慮したものとする。

(5) 植栽する花木は路面から頂部までの距離が 1 メートル以下のものであること。

(6) フラワーポット等には広告物を掲出又は表示しないこと。ただし、占用者名の表示はこの限りでない。

(ベンチの占用)

第 13 条 ベンチの占用については次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体又は一般乗合旅客自動車運送事業者が設置するものであること。
- (2) ベンチは原則としてバス停留所に限り設置すること。
- (3) ベンチは原則として固定式とするなど容易に移動することができないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。
- (4) ベンチは、歩道(自転車歩行者道を含む。)の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が原則として2メートル以上(自転車歩行者道にあつては、3メートル以上)確保できる安全柵が設置されている歩道内の車道寄りに設置すること。
- (5) 長さは 2.0 メートル以下、幅は 0.5 メートル以下とすること。
- (6) ベンチは、夜間照明を確保できる場所に設置すること。また、占用者名を表示すること。ただし、広告物を掲出又は表示しないこと。

(上屋の占用)

第 14 条 バス停留所又はタクシー乗場に設置する上屋の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の団体がバス又はタクシーの利用者の利便を図るために設置するものであること。
- (2) 歩道(自転車歩行者道を含む。)の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が原則として 2 メートル以上(自転車歩行者道にあつては、3 メートル以上)確保できる歩道又は駅前広場等の島式乗降場に設けること。
- (3) 原則として道路境界線から 1.5 メートル以上離れていること。
- (4) 同一進行方向上に他事業者が設置するバス停留所標識及び上屋がある場合、離隔距離は 20 メートル以上とすること。
- (5) 支柱の位置は、原則として歩道内の車道寄りとすること。ただし、島式乗降場に設置する場合はこの限りでない。
- (6) 原則として上屋の主要構造物は不燃材料を用いること。
- (7) 壁面を有しないこと。ただし、風雨等のため特に壁面を設ける必要があり、かつ道路管理上支障のない場合においてはこの限りでない。
- (8) 上屋の幅は 2 メートル以下、長さは 12 メートル以下とすること。ただし、島式乗降場に設置する場合はこの限りでない。
- (9) 上屋の高さは原則として路面から 2.5 メートル以上 3.5 メートル以下とすること。
- (10) 上屋は雨水の処理を考慮した構造とすること。
- (11) 上屋には添加広告を除く広告物を掲出又は表示しないこと。ただし、占用者名の表示はこの限りでない。

2 バス停留所上屋への添加広告の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 路線バス事業者がバス利用者の利便に供するために設置するものであること。
- (2) 添加広告の設置場所は、原則として上屋の壁面のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外とすること。ただし、これに拠ることが適当でない場合には、安全

の確保が十分に講じられることにより車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面について、設置できる。また、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に設置する場合は、この限りではない。

(3) 添加広告の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。

(4) 添加広告の材質及び形状は、相当強度の風雨等に耐える強固なもので、公衆に危害を与えるおそれのないものとする。なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、照明式とすることができる。

(5) 添加広告の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(6) 添加広告を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2m²以内であること。

(7) 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以下であること。ただし、3面以上の掲示面を設けても、車両または歩行者の通行の状況等により、運転者に対し訴求するものとならないことが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(地下埋設管の占用)

第15条 法第36条に規定する事業のために設置される埋設管(以下「公共埋設管」という。)以外の埋設管の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 原則として道路を横断するものに限るものとする。

(2) 原則として道路の方向に対して直角とし、かつ水平とすること。

(3) 既に設置されている公共埋設管及びその将来計画に支障とならないものであること。

(4) 原則として幹線道路を横断しないこと。

(アーケードの占用)

第16条 アーケードの占用については「アーケード設置に関する許可取扱要綱」によらなければならない。

2 アーケードに添加する看板の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 事前にアーケード内の既設突出看板が撤去されているか撤去される見込みがあること。

(2) 同一アーケード内においては、形状、寸法、地色が同一であること。

(3) 設置される箇所の路面に近接する建物において営業する者の店名、屋号、商標又は営業の内容を表示するものであること。

(4) 原則として1店舗につき1個とすること。

(5) 設置主体は当該アーケードの占用者であること。

(6) 看板の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道内にあつては、2.5メートル以上とすることができる。

(7) 道路境界線から1メートル以内に設置し、非常災害時において側面建築物からの避難の妨げとならないものであること。

(8) 同一アーケード内においては、高さ及び道路境界線からの出幅が統一されていること。

(9) 平板又は箱型で、底辺の長さ及び高さの和は原則として1.4メートル以内とすること。

(10) 使用材は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とすること。

(日よけの占用)

第 17 条 日よけの占用については次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 日よけの支柱は道路の区域内に設置しないこと。
- (2) 日よけの最下部と路面との距離は 4.5 メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道内では 2.5 メートル以上とすることができる。
- (3) 日よけの幅は 1.0 メートル以下とすること。
- (4) 個々の建物毎に設置されたものであること。連続して設置する場合はアーケードの占用基準によること。
- (5) 日よけの前面又は側面には垂幕を設置しないこと。
- (6) 原則として日よけの主要構造物は不燃材料を使用し、風雨等により脱落することのないよう強固に取り付けること。
- (7) 日よけには照明灯等の器具を一切添加しないこと。
- (8) 日よけは雨水の処理を考慮したものとする。
- (9) 意匠及び色彩は都市の美観を考慮したものとする。
- (10) 日よけには広告物を掲出又は表示しないこと。ただし占用者の氏名、店名、商標又は占用者の事業内容若しくは取扱商品を日よけの覆い部に表示するものはこの限りではない。

(地下街の占用)

第 18 条 地下街の占用については「地下街の取扱いについて」(昭和 8 年 7 月 31 日建設省都計発第 71 号)及び「地下街に関する基本方針について」(昭和 49 年 6 月 28 日建設省都計発第 60 号、道政発第 53 号、住指発第 554 号)によらなければならない。

(地下道の占用)

第 19 条 地下道の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 地上交通の緩和及び多数人の避難等、相当の公共的利便に寄与すると認められるものであること。
 - (2) 地下道の出入口は、原則として道路区域外に設置すること。
 - (3) 原則として幹線道路には設置しないこと。
 - (4) 頂部と路面との距離は 3.5 メートル以下としないこと。
 - (5) 主要構造部は鉄骨造、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造とすること。
- 2 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が設置する公共的地下道で一般通行の用に供するものについては、前項第 2 号、第 3 号の規定は適用しない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、地下街又は公共地下歩道と他の建築物の地下階を接続するための地下道の占用については、「地下街に関する基本方針について」(昭和 49 年 6 月 28 日建設省都計発第 60 号、道政発第 53 号、住指発第 554 号)によらなければならない。

(上空通路の占用)

第 20 条 道路の上空に設ける通路の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 通路の支柱は道路区域内に設けないこと。
- (2) 通路の最下部と路面との距離は原則として 5.5 メートル以上とすること。
- (3) 原則として幹線道路には設置しないこと。

(4)原則として道路の方向に対して直角に設置すること。

(5)「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可取扱要綱」を順守すること。

(屋上連結通路の占用)

第 21 条 建築物の屋上部を連結する通路の占用については、前条によるほか、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」(昭和 46 年 10 月 11 日建設省道政発第 107 号)によらなければならない。

(アーチの占用)

第 22 条 アーチの占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 商店会その他これに準ずる団体(以下「商店会等」という。)がその所在の表示を目的とするものであること。

(2) 設置場所は商店会等の存する地域内であって、原則として当該地域内の歩道と車道の区別のない 8 メートル以下の幅員の道路の出入口とすること。

(3) 支柱の位置は路端寄りとすること。

(4) 支柱の一辺又は直径は 0.3 メートル以下であること。

(5) 道路の上空を横断する構造物の路面からの距離は 4.5 メートル以上とすること。

(6) 広告物を掲出又は表示しないこと。ただし、占用者名、地名等の表示はこの限りでない。

(7) 意匠及び色彩は信号機又は道路標識に類似し又はこれらの効用を妨げるおそれのないこと。

(バス停留所標識等の占用)

第 23 条 バス停留所標識及びタクシー乗場標識の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) バス停留所標識については一般乗合旅客自動車運送事業者(予定者を含む。)が、タクシー乗場標識については国又は一般乗用旅客自動車運送事業者の団体が、利用者の利便を図るために設置するものであること。

(2) 標識の上端と路面との距離は 3 メートル以下とし、支柱の直径又は一辺の長さは 0.1 メートル以下とすること。

(3) タクシー乗場標識の設置場所は歩道と車道の区別のある道路の歩道内の車道寄りとすること。

(4) 広告物を掲出しないこと。ただし、照明式バス停留所標識に添加されるもの又は占用者名の表示若しくは利用案内等業務上必要と認められるものについてはこの限りでない。

(5) 信号機、道路標識等の効用を妨げる場所には設置しないこと。

(6) 同一進行方向上に他事業者が設置するバス停留所標識及び上屋がある場合、離隔距離は 20 メートル以上とすること。

2 照明式バス停留所標識の占用については前項第 2 号の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 設置場所は歩道と車道の区別のある歩道内の車道寄りとすること。

(2) 標識は 1 本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とすること。

(3) 照明表示ボックスの最大幅は原則として 0.45 メートル以下とすること。

3 照明式バス停留所標識に添加する広告の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 広告を車両の進行方向に面する部分に添加しないこと。

(2) 広告の添加位置は照明表示ボックスの最下段とし、広告面の大きさは照明表示ボックスの各表示面の広さの3分の1以下とすること。

(案内標識等の占用)

第24条 案内標識の占用については次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 国、地方公共団体、学校法人、公営病院その他これらに類する者が設置するもので、これらの者が設置した施設を案内するためのものであること。

(2) 設置場所は、原則として歩道と車道の区別のある道路の歩道内とすること。

(3) 形は原則として三角柱又は四角柱とし、各辺の幅は0.3メートル以下、高さは2.0メートル以下とし、路面に固定すること。

(4) 原則として占用者の所在地を表示するものに限るものとし、広告物を掲出又は表示しないこと。

(5) 意匠及び色彩は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのないこと。

2 消火栓標識の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 地方公共団体が設けるものであること。

(2) 消火栓から5メートル以内に設置するものであること。

(3) 標柱式消火栓標識の路面から標識(添加看板を含む。)の最下端までの距離は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道内では3.5メートル以上とすることができる。

(4) 巻付式消火栓標識の路面から標識の最下端までの距離は、1.5メートル以上とすること。

(5) 1個の消火栓に対して消火栓標識は1個とすること。

(6) 次の場所には標柱式消火栓標識を設置しないこと。

ア 無電柱路線

イ 美化柱整備済路線

ウ 幅員8メートル未満の道路

エ 信号機及び道路標識等の効用を妨げる場所

3 消火栓標識に添加する看板の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 看板の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道内においては3.5メートル以上とすることができる。

(2) 標識板の下部に取付け、突出方向は標識板と同一方向とすること。

(3) 大きさは、縦0.4メートル、横0.8メートル以内とすること。

(4) 添加数量は標識1本につき1個とすること。

(突出看板の占用)

第 25 条 建物、へい、その他道路区域外の工作物若しくは物件に添加され又は道路区域外の土地に設置され、道路区域内に突出する看板の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 設置場所の土地、建物において営業若しくは事業を営む者が、自己の名称、店名又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するものであること。
- (2) 信号機及び道路標識の視認性を阻害する等、道路管理上、交通上支障となる場所でないこと。
- (3) 点滅しないものであり、かつ、静止しているものであること。
- (4) 看板の最下部と路面との距離は 4.5 メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道内では 2.5 メートル以上とすることができる。
- (5) 突出幅は 1 メートル以下とすること。ただし、歩道幅員が 4 メートル以上の場所にあつては 1.5 メートル以下とすることができる。
- (6) 大阪市景観計画（景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により本市が定める計画をいう。）に定める重点届出区域（国道 2 号地区を除く。）の区域内において占用する場合の看板の最下部と路面との距離及び突出幅については、第 4 号及び第 5 号に定める基準にかかわらず、同計画に定める基準に適合すること。
- (7) 平板又は単純な箱形とし、厚さ 0.3 メートルを超えないこと。ただし、構造上やむを得ない場合にあつては 0.6 メートル以内とすることができる。
- (8) 使用材は、原則として不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とすること。

（掲示板の占用）

第 26 条 掲示板の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、地域活動協議会、連合振興町会が、広報その他の公共的目的のために設置するもので、道路外に設置する場所がなく、やむをえず設置するものであること。
- (2) 設置場所は、原則として歩道と車道の区別のある道路の歩道内で、2 メートル以上（自転車歩行者道にあつては、3 メートル以上）の余地を確保し、車道寄りに道路と並行に設置すること。
- (3) 掲示板の上端と路面との距離は原則として 2 メートル以下、幅は 2 メートル以下とし、支柱の直径又は一辺の長さは、0.15 メートル以下とすること。
- (4) 掲示板の構造は堅ろうなもので、容易に倒壊又は、はく離等がおこらないもので、路面に固定すること。
- (5) 掲示板には、管理者名及び掲示事項以外の広告物等を掲示又は表示しないこと。

（工事用足場、仮囲い等の占用）

第 27 条 沿道の土地に設置する建築物等の工事に伴う足場、仮囲い及び落下防止用施設（養生棚）の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 路面に接しないで設置する掛け出し足場及び落下防止用施設を設置する場合は、その最下部と路面との距離は 5 メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では 3 メートル以上とすることができる。
- (2) 出幅は次のとおりとすること。ただし、工事实施上やむを得ない場合はこの限りでない。

ア 掛け出し足場 路端から 1.2 メートル以下

イ 落下防止用施設 路端から 3.2 メートル以下

ウ その他 路端から 0.6 メートル以下

- (3) 仮囲いの高さは路面から 1.8 メートル以上とすること。
 - (4) 消火栓、マンホール等の操作に支障のないものとすること。
 - (5) 仮囲いに取り付ける出入口の扉は道路に面して外開きとしないこと。
 - (6) 広告物を掲出又は表示しないこと。ただし、法令の定め又は監督公署の指示による表示及び施行主、請負業者名の表示はこの限りでない。
- 2 沿道の土地に設置する建築物等の工事に伴うこ道構台の占用については、前項の規定にかかわらず次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 原則として幅員が 3 メートル以上の歩道に設けられるものであること。
 - (2) こ道構台の路面に接しない部分の最下部と路面との距離は 3 メートル以上とすること。ただし、方杖を設ける場合は 2.5 メートル以上とすることができる。
 - (3) 構造物の下には必要に応じて照明施設を設置すること。

(高架道路の路面下の占用)

第 28 条 高架道路の路面下の占用については、「高架道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」(平成 21 年 1 月 26 日国道利第 19 号)によらなければならない。

(地域における公共的な取組費用に充当する広告物の占用)

第 29 条 地域における公共的な取組費用に充当する広告物の占用については、この基準に関わらず、「広告物の基本取扱い方針」及び「広告物掲出審査基準」によらなければならない。

(防犯カメラの占用)

第 30 条 防犯カメラの占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 防犯カメラは、地方公共団体、商店会、町会その他これらに準ずる団体がその区域内の防犯のために設置するものであること。
- (2) 添加された物件が、風圧その他の外力に対して十分な強度を有する構造であること。
- (3) 他の物件に添加する場合は、当該物件の管理者の了解を得ること。
- (4) 路面から防犯カメラの下端までの距離は 4.5 メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区分のある道路の歩道内では 2.5 メートル以上とすることができる。
- (5) 防犯カメラの設置表示及び占用者の表示をすること。

(施行の細目)

第 31 条 この基準の施行について必要な事項は建設局長が定める。

附 則

- 1 この基準は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前に、現に道路の占用について市長の許可を受けている者は、この基準によつて許可を受けた者とみなす。
- 3 大阪市道路占用工作物配置標準(昭和 60 年大阪市告示第 428 号)、街路灯建設標準(昭和 60 年大阪市告示第 429 号)、工作物(突出看板)建設標準(昭和 60 年大阪市告示第 432 号)及び工作物(アーチ)建設標準(昭和 60 年大阪市告示第 433 号)は廃止する。

附 則(平成元年 4 月 1 日告示第 253 号)

この基準は平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 2 日告示第 1191 号)

この基準は平成 17 年 12 月 2 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 14 日告示第 498 号)

この基準は平成 18 年 4 月 7 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 2 日告示第 122 号)

この基準は平成 19 年 2 月 2 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 11 日告示第 439 号)

この基準は平成 20 年 4 月 11 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 27 日告示第 1186 号)

この基準は平成 21 年 11 月 27 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日告示第 497 号)

この基準は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 29 日告示第 1378 号)

この基準は平成 29 年 10 月 1 日より施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日告示第 373 号)

この基準は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。